

議第71号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡する。

令和3年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

1 財産の内容

種類	所在地	地目	地積（公簿・㎡）
土地	十市町1119番4	雑種地	132.00

- 2 目的 上記財産は下記相手方が所管する河川敷内に所在しており、管理上、
河川管理者側で所管することが妥当と判断し、同敷地に編入するため

- 3 譲渡の相手方 国（国土交通省）

理由 財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第72号

橿原市香久山体育館、橿原市万葉の丘スポーツ広場、香久山公園、橿原市ひがしたけだドーム、東竹田近隣公園、橿原市曾我川緑地体育館、曾我川緑地及び橿原市中央体育館の指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和3年12月6日提出

橿原市長 亀田 忠彦

- 1 施設の名称 橿原市香久山体育館、橿原市万葉の丘スポーツ広場、香久山公園、橿原市ひがしたけだドーム、東竹田近隣公園、橿原市曾我川緑地体育館、曾我川緑地及び橿原市中央体育館
- 2 指定する団体 大阪市中央区北浜四丁目1番23号
ミズノスポーツサービス株式会社
代表取締役 篠村 嘉将
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

理由 指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第73号

檀原運動公園の指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和3年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

- 1 施設の名称 檀原運動公園
- 2 指定する団体 S A P 檀原運動公園共同事業体
 - (代表者) 東京都北区王子3-19-7
株式会社サンアメニティ
代表取締役 吉澤 幸夫
 - (構成員) 檀原市醍醐町296番地の1
アスカ美装株式会社
代表取締役社長 森脇 大統
 - (構成員) 檀原市新賀町448-14
NPO法人ポルベニルカシハラスポーツクラブ
理事長 福西 達男
 - (構成員) 大阪市中央区南新町2-3-7
株式会社サンアメニティ大阪
代表取締役 加藤 隆志
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

理由 指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第74号

今井まちなみ交流センター及び今井まちなみ広場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和3年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

- 1 施設の名称 今井まちなみ交流センター及び今井まちなみ広場
- 2 指定する団体 檀原市今井町2丁目3番5号
一般社団法人 檀原市観光協会
会長 中谷 昌紀
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

理由 指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第75号

新沢千塚古墳群公園及び橿原市新沢千塚公園拠点施設の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和3年12月6日提出

橿原市長 亀田 忠彦

- 1 施設の名称 新沢千塚古墳群公園及び橿原市新沢千塚公園拠点施設
- 2 指定する団体 かしはらパークライフ創発パートナーズ
(代表者) 大阪市中央区北浜四丁目1番23号
美津濃株式会社
代表取締役社長 水野 明人
(構成員) 大阪市中央区北浜四丁目1番23号
ミズノスポーツサービス株式会社
代表取締役 篠村 嘉将
(構成員) 東京都世田谷区代沢三丁目20番5号
株式会社OUTDOOR LIVING
代表取締役 湊 喜子
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和19年3月31日まで

理由 指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第76号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和3年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

認定する路線

路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地
1691	上品寺町48号線	上品寺町110番先 から	上品寺町110番先 まで	—
3737	四条町38号線	四条町378番先か ら	四条町378番先ま で	—
3738	東坊城町53号線	東坊城町539番先 から	東坊城町539番先 まで	—
4462	和田町12号線	和田町123番先か ら	和田町123番先ま で	—
4463	和田町13号線	和田町123番先か ら	和田町123番先ま で	—

理由 市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求め
るもの

(議第 7 6 号の資料)

認定する路線

路線 番号	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)
1691	上品寺町 4 8 号線	103. 7	6. 0
3737	四条町 3 8 号線	111. 1	6. 0
3738	東坊城町 5 3 号線	127. 2	6. 0
4462	和田町 1 2 号線	71. 4	6. 0
4463	和田町 1 3 号線	56. 1	6. 0

議第 7 7 号

奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体との協議により、令和 4 年 4 月 1 日から、川西町、三宅町及び田原本町を奈良広域水質検査センター組合から脱退させ、これらの町をもって設置される磯城郡水道企業団を加入させることについて、及び同組合の規約を次のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 6 日提出

橿原市長 亀田 忠彦

奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約

奈良広域水質検査センター組合規約（平成 7 年 4 月 1 日奈良県指令地第 1 号）の一部を次の表のように変更する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（組合を組織する団体） 第 2 条 組合は、別表第 1 に掲げる市町村をもって組織する。 （議会の組織） 第 5 条 （略） 2 前項に規定する組合会の議員は、別表第 2 に定める地区ごとにそれぞれ 1 人ずつ互選される市町村の長をもってこれに充てる。 （失職） 第 6 条 （略） 2 組合会の議員の任期は、それぞれ当該議員が市町村の長に在任する期間とする。 （補欠）	（組合を組織する団体） 第 2 条 組合は、別表第 1 に掲げる市町村及び一部事務組合（以下「組合市町村」という。）をもって組織する。 （議会の組織） 第 5 条 （略） 2 前項に規定する組合会の議員は、別表第 2 に定める地区ごとにそれぞれ 1 人ずつ互選される組合市町村の長をもってこれに充てる。 （失職） 第 6 条 （略） 2 組合会の議員の任期は、それぞれ当該議員が組合市町村の長に在任する期間とする。 （補欠）

改 正 前	改 正 後
第7条 組合会の議員に欠員が生じたときは、当該議員が互選された地区の<u>市町村</u>の長のうちから新たに議員を互選する。 (組合の執行機関) 第10条 (略) 2 管理者は、組合会において、<u>組合を組織する市町村</u>(以下「<u>組合市町村</u>」という。)の市長から選挙する。 3 副管理者は、組合会において、<u>組合市町村の町長及び村長からそれぞれ1人を選挙する。</u> 4～7 (略) (経費の負担区分) 第15条 施設整備負担金の負担は、次の割合によるものとする。 給水人口割 40% 給水人口(最新の厚生労働省統計による。<u>ただし、平成13年以前に発行された厚生省統計は、厚生労働省統計とみなす。</u>以下この条において同じ。)5千人以上の<u>市町村</u>1.0に対し、 給水人口5千人未満3千人以上の<u>市町村</u>0.8、 給水人口3千人未満1千人以上の<u>市町村</u>0.5、 給水人口1千人未満の<u>市町村</u>0.2とする。 規模割 40% 年間有収水量(最新の厚生労働省統計値の過去3箇年の平均した水量とする。<u>ただし、平成13年以前に発行された厚生省統計は、厚生労働省統計とみなす。</u>第2項において同じ。)による。 施設数割 20% 定期水質検査が必要な浄水に係る施設(前々年度末現在の既認可水道事業の施設の規模に応じて、浄水場・配水システムごとに選定する。)による。	第7条 組合会の議員に欠員が生じたときは、当該議員が互選された地区の<u>組合市町村</u>の長のうちから新たに議員を互選する。 (組合の執行機関) 第10条 (略) 2 管理者は、組合会において、<u>組合市町村</u>の市長から選挙する。 3 副管理者は、組合会において、<u>組合市町村の町長(一部事務組合の長を含む。第5項及び第6項において同じ。)</u>及び村長からそれぞれ1人を選挙する。 4～7 (略) (経費の負担区分) 第15条 施設整備負担金の負担は、次の割合によるものとする。 給水人口割 40% 給水人口(最新の厚生労働省統計による。以下この条において同じ。)5千人以上の<u>組合市町村</u>1.0に対し、 給水人口5千人未満3千人以上の<u>組合市町村</u>0.8、 給水人口3千人未満1千人以上の<u>組合市町村</u>0.5、 給水人口1千人未満の<u>組合市町村</u>0.2とする。 規模割 40% 年間有収水量(最新の厚生労働省統計値の過去3箇年の平均した水量<u>(水道事業開始後の期間が3箇年未満の一部事務組合にあっては、3箇年に不足する期間の当該一部事務組合を組織するそれぞれの市町村の当該期間の水量を加えて平均した水量)</u>とする。第2項において同じ。)による。 施設数割 20% 定期水質検査が必要な浄水に係る施設(前々年度末現在の既認可水道事業の施設の規模<u>(前々年度末現在の既認可水道事業の施設がない一部事務組合に</u>

改正前	改正後																
2 (略) 別表第1 (第2条関係) 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 <u>川西町 三宅町 田原本町</u> 曾爾村 御杖村 高取町 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村 別表第2 (第5条関係) <table> <tr> <th>地 区</th><th>地 区 の 区 域</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>山 辺 地 区</td><td>天理市 山添村 <u>川西町 三宅町 田原本町</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	地 区	地 区 の 区 域	(略)		山 辺 地 区	天理市 山添村 <u>川西町 三宅町 田原本町</u>	(略)		<u>あつては、当該一部事務組合を組織する市町村の前々年度末現在の既認可水道事業の施設の規模を合計した規模</u>) に応じて、浄水場・配水システムごとに選定する。) による。 2 (略) 別表第1 (第2条関係) 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 曾爾村 御杖村 高取町 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村 <u>磯城郡水道企業団</u> 別表第2 (第5条関係) <table> <tr> <th>地 区</th><th>地 区 の 区 域</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>山 辺 地 区</td><td>天理市 山添村 <u>磯城郡水道企業団</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	地 区	地 区 の 区 域	(略)		山 辺 地 区	天理市 山添村 <u>磯城郡水道企業団</u>	(略)	
地 区	地 区 の 区 域																
(略)																	
山 辺 地 区	天理市 山添村 <u>川西町 三宅町 田原本町</u>																
(略)																	
地 区	地 区 の 区 域																
(略)																	
山 辺 地 区	天理市 山添村 <u>磯城郡水道企業団</u>																
(略)																	

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

理由 奈良広域水質検査センター組合の構成団体である川西町、三宅町及び田原本町が組織する磯城郡水道企業団の水道事業開始に伴い、令和4年4月1日から水道水質検査を同組合構成団体と共同して実施するため、同組合の構成団体について変更が生じるため、所要の変更を行うもの